

生駒市都市計画審議会立地適正化計画策定検討部会設置要綱

（趣旨）

第1条 生駒市都市計画審議会条例(平成12年3月29日生駒市条例第14号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、生駒市都市計画審議会(以下「審議会」という。)において都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条の1に規定する住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画(以下「立地適正化計画」という。)の策定にあたり、より詳細かつ効率的に調査審議するため、生駒市都市計画審議会立地適正化計画策定検討部会(以下「部会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 部会は、立地適正化計画の策定に関し必要な事項について調査・検討し、その結果を審議会に報告するものとする。

（組織）

第3条 部会は、委員10人以内をもって組織する。

2 部会は、審議会に属する委員のうちから審議会会長が指名する委員及び条例第4条第1項による臨時委員をもって組織する。

（部会長及び副部会長）

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、審議会会長をもって充てる。

3 副部会長は、委員のうちから部会長が指名する。

4 部会長は、会務を総理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 会議の運営について必要な事項は、部会長がその都度会議に諮って定める。

（関係者の出席等）

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 部会の庶務は、都市づくり推進課において処理する。

（施行の細目）

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月5日から施行する。
- 2 この要綱は、審議会から市長への答申があった日限り、その効力を失う。